

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者	【提出者】
住所	住所
氏名	氏名
連絡先	連絡先

立木を伐採する権原を有する者	【伐採事業者】
住所	住所
氏名	氏名
連絡先	連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

☐ 再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容を、国富町長が宮崎中央森林組合に提供すること並びに宮崎中央森林組合が宮崎県庁ホームページに掲載されている「再造林推進ネットワーク会員リスト」中の伐採事業者及び造林事業者に提供することに同意します。

(同意される場合は□に✓をお願いします。)

1 森林の所在場所

国富町 大字	字	林小班	—	—
--------	---	-----	---	---

2 伐採及び伐採後造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 立木を伐採する権原を有する者が伐採後の造林に係る権原を有する者でない場合にあつては伐採する権限を有する者と当該伐採後の造林に係る権原を有する者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

※裏面に遵守事項が記載されていますのでご確認ください。

下記**遵守事項**を確認し、伐採することを誓約します。

遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- ② 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- ④ 伐採・搬出に市道、法定外公共物(農道・林道等)を反復して利用する場合は、道路使用届を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。

☐ 伐採後の造林に係る権原を有する者

(確認後☒してください。)

☐ 立木を伐採する権原を有する者

☐ 伐採事業者